

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

熊本県人事委員会委員長談話（平成 24 年 10 月 9 日）

本日、人事委員会は、県議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行いました。

本県職員の給与改定に当たっては、社会情勢の動向等も踏まえながら、民間の給与水準と均衡させることを基本としていますが、本年の調査の結果、職員の月例給及び特別給（期末手当・勤勉手当）は、いずれも民間と均衡していることから、月例給及び特別給の改定は行わないこととしました。

一方、給与制度面において、人事院は、50 歳台後半層の給与水準の抑制のため、昇給・昇格制度の見直しを行うこととしましたが、本県のこれらの制度については基本的に国に準じたものとなっていることから、同様に、昇給・昇格制度の見直しを行うことが適当であると判断しました。

また、自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当については、国や他の都道府県、民間の状況を考慮し、本年度限りで廃止する必要があると判断しました。

この他、職員の人事・給与等に関する今後の課題として、勤務実績の給与への反映、多様で有為な人材の確保・育成、女性職員の登用、高齢期の雇用問題及び公務員制度改革について報告を行い、また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点から、総実勤務時間の縮減、職員の健康管理等について、さらには、危機発生時の対応等について報告しております。これらの中でも、高齢期の雇用問題及び公務員制度改革については、本県の人事給与制度に大きく影響することから、国の動きを引き続き十分注視していくこととしています。

人事委員会の報告・勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な勤務条件を確保するために設けられているものです。本制度が正しく適用されることにより、職員の勤務条件への県民からの理解が得られるとともに、人材の確保や労使関係の安定等をもたらし、行政運営の安定に寄与するものと考えています。

職員にあっては、全体の奉仕者としての自覚を改めて強く持ち、公務員倫理の保持及び服務規律の遵守により一層努め、これまで以上に県民の期待と信頼に応えるよう、職務に精励されることを期待します。

県民の皆様におかれましては、人事委員会が行う報告・勧告制度の意義と、それぞれの職場で、使命感を持って毎日の職務に精励している多くの職員がいることについて深い御理解を賜りたいと存じます。